

保 護 者 各 位

誉田保育園

「新型コロナウイルス感染症」の出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と定められていて保育園もこれに準じています。

この用紙は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

新型コロナウイルス治癒報告書

組

園児氏名

下記疾患は、治癒していることを報告いたします。

疾患名	新型コロナウイルス感染症
発症日	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
治癒の根拠 (該当する番号に○)	1. 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過した。 (症状が軽快した日 月 日) 2. 医師の指示 (療養期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

年 月 日より登園させます。

保護者氏名